

越谷市立小中一貫校整備PFI事業 実施方針 新旧対照表

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	実施方針(令和3年11月29日修正版)	実施方針(令和3年9月21日修正版)	備考
1	1	第1	1	(2)			(2) 公共施設等の管理者等の名称	越谷市長 福田 晃	越谷市長 高橋 努	
2	1	第1	1	(3)			(3) 本事業の目的	越谷市立小中一貫校整備PFI事業(以下「本事業」という。)は、3学園構想のうち、新たな校舎を必要とする(仮称)蒲生学園、(仮称)川柳学園において、本市初の小中一貫校にふさわしい施設を整備・創出するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、施設的设计、建設及び維持管理業務を長期に、かつ、一体的に実施することとし、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や効率的かつ効果的な維持管理等により、長期的な観点で事業コストの削減を目指すものである。なお、本事業における施設整備のあり方についての骨格が示されている「越谷市立小中一貫校整備基本計画～(仮称)蒲生学園・(仮称)川柳学園新校舎建設に向けて～」(令和3年9月)を踏まえた整備とするものである。	越谷市立小中一貫校整備PFI事業(以下「本事業」という。)は、3学園構想のうち、新たな校舎を必要とする(仮称)蒲生学園、(仮称)川柳学園において、本市初の小中一貫校にふさわしい施設を整備・創出するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、施設的设计、建設及び維持管理業務を長期に、かつ、一体的に実施することとし、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や効率的かつ効果的な維持管理等により、長期的な観点で事業コストの削減を目指すものである。なお、本事業における施設整備のあり方についての骨格が示されている「越谷市小中一貫校整備基本計画(案)～(仮称)蒲生学園・(仮称)川柳学園新校舎建設に向けて～」(令和3年7月)を踏まえた整備とするものである。	
3	8	第2	2	(1)			(1) 募集及び選定スケジュール	令和4年1月下旬 入札説明書等に関する質問受付締切 令和4年1月下旬 入札説明書等に関する個別対話受付締切 令和4年2月上旬 入札説明書等に関する個別対話の実施 令和4年2月下旬 入札説明書等に関する質問、個別対話・回答の公表	令和4年1月中旬 入札説明書等に関する質問受付締切 令和4年2月上旬 入札説明書等に関する質問・回答の公表 令和4年2月中旬 入札説明書等に関する個別対話受付締切 令和4年2月下旬 入札説明書等に関する個別対話の実施 令和4年3月中旬 入札説明書等に関する個別対話・回答の公表	
4	10	第2	2	(2)	②	イ	イ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答	入札説明書等に関する質問の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和4年1月下旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。	入札説明書等に関する質問の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和4年1月中旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。	
5	10	第2	2	(2)	②	ウ	ウ 入札説明書等に関する個別対話の実施	実施日時は令和4年2月上旬頃を予定し、受付期間、受付方法、実施場所、対話の内容及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。	実施日時は令和4年2月下旬頃を予定し、受付期間、受付方法、実施場所、対話の内容及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。	
6	16	第2	3	(6)		ウ	(6) 維持管理業務を行う者の資格	ウ 平成18年4月1日以降に、官公庁が発注した教育文化施設の維持管理業務について履行を完了した実績を有する者であること。	ウ 平成18年4月1日以降に、官公庁が発注した小学校又は中学校の維持管理業務について履行を完了した実績を有する者であること。	
7	17	第2	5	(1)			提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査	
8	20	第4	1	(1)	②		② 敷地面積	約29,353㎡	現蒲生小:約14,711㎡、現蒲生第二小:約16,033㎡	
9	20	第4	1	(1)	⑦	イ	イ 排水	・ 雨水排水 現蒲生小、現蒲生第二小敷地の流域貯留施設貯留量と同等量の雨水貯留施設及び500㎡/ha(現在の流域貯留施設流域面積外を対象とした面積)の雨水流出抑制施設を整備すること(現在の貯留量及び流域面積範囲は要求水準書を参照)。	・ 雨水排水 原則として、敷地内で浸透処理とすること。	
10	21	第4	1	(2)			表1 (仮称)蒲生学園の整備概要	・ 中学校用の屋内運動場等(アリーナ面積約1,200㎡程度)を整備(小学校用の屋内運動場は現蒲生小の既存施設を活用)。	・ 中学校用の屋内運動場等(アリーナ面積約1,200㎡程度)は新校舎内に一体的に整備(小学校用の屋内運動場は現蒲生小の既存施設を活用)	
11	21	第4	1	(2)			表1 (仮称)蒲生学園の整備概要	新校舎:約18,900㎡	新校舎:約19,100㎡	
12	24	第4	2	(1)	⑦	ア	ア 給水	・ 給水方式は事業者の提案によるが、直結増圧給水方式が望ましい。直結増圧給水方式で引き込める本管は市道90624号線の給水本管となるが、敷地に面した西側道路(市道90616号線)には給水本管がない。西側からの引き込みには市道90624号線の給水本管から事業予定地までの接続に係る工事も本事業で実施すること。	・ なお、敷地に面した西側道路(市道90616号線)には給水本管がない。西側からの引き込みには市道90624号線の給水本管から事業予定地までの接続に係る工事も本事業で実施すること。	
13	24	第4	2	(1)	⑦	イ	イ 排水	・ 雨水排水 現南中敷地の流域貯留施設貯留量と同等量の雨水貯留施設及び500㎡/ha(現在の流域貯留施設流域面積外を対象とした面積)の雨水流出抑制施設を整備すること(現在の貯留量及び流域面積範囲は要求水準書を参照)。	・ 雨水排水 原則として、敷地内で浸透処理とすること。	